

令和 8 年第 1 回
利根町議会定例会会議録 第 5 号

令和 8 年 3 月 1 8 日 午前 1 0 時開議

1. 出席議員

1 番	篠 塚 敦 君	7 番	新 井 邦 弘 君
2 番	山 崎 敬 子 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	本 谷 孝 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	佐 藤 眞 一 君	1 0 番	船 川 京 子 君
6 番	峯 山 典 明 君	1 1 番	大 越 勇 一 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	山 崎 誠一郎 君
教 育	長	海老澤 勤 君
総 務 課	長	松 本 浩 睦 君
政 策 企 画 課	長	布 袋 哲 朗 君
財 政 課	長	木 村 宜 孝 君
防 災 危 機 管 理 課	長	齊 藤 秀 樹 君
税 務 課	長	鈴 木 壮 君
住 民 課	長	渡 辺 泰 幸 君
福 祉 課	長	服 部 豊 君
子 育 て 支 援 課	長	松 永 重 生 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所	長	山 田 博 子 君
生 活 環 境 課	長	雑 賀 正 幸 君
保険年金課長兼国保診療所事務長		古 山 栄 一 君
農業政策課長兼農業委員会事務局長		大 越 正 博 君
ま ち 未 来 創 造 課	長	藤 波 勝 君
建 設 課	長	北 澤 忍 君
会 計 課	長	本 谷 幸 洋 君
学 校 教 育 課	長	清 水 敬 子 君
生 涯 学 習 課	長	亀 谷 英 一 君

指 導 課 長 石 井 康 之 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	大 越 聖 之
書	齋 藤 リ マ

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

令和8年3月18日（水曜日）

午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第4号 | 利根町犯罪被害者等支援条例について |
| 日程第2 | 議案第5号 | 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第8号 | 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第9号 | 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第10号 | 利根町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第11号 | 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について |
| 日程第7 | 議案第12号 | 利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第21号 | 利根町副町長の選任について |
| 日程第9 | 議案第22号 | 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第23号 | 利根町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第11 | 議案第24号 | 令和8年度利根町一般会計予算 |
| 日程第12 | 議案第25号 | 令和8年度利根町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第26号 | 令和8年度利根町営霊園事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第27号 | 令和8年度利根町介護保険特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第28号 | 令和8年度利根町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第29号 | 令和8年度利根町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第30号 | 令和8年度利根町下水道事業会計予算 |
| 日程第18 | 議案第31号 | 利根町監査委員の選任について |

日程第19 委員会提出議案第1号 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

日程第20 議員派遣の件

日程第21 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務
調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第4号

日程第2 議案第5号

日程第3 議案第8号

日程第4 議案第9号

日程第5 議案第10号

日程第6 議案第11号

日程第7 議案第12号

日程第8 議案第21号

日程第9 議案第22号

日程第10 議案第23号

日程第11 議案第24号

日程第12 議案第25号

日程第13 議案第26号

日程第14 議案第27号

日程第15 議案第28号

日程第16 議案第29号

日程第17 議案第30号

日程第18 議案第31号

日程第19 委員会提出議案第1号

日程第20 議員派遣の件

日程第21 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務
調査の件

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

○議長（大越勇一君） 諸般の報告を行います。

本日、町長及び委員会から追加議案が提出されております。

町長提出議案の総括説明を求めます。

町長山崎誠一郎君。

〔町長山崎誠一郎君登壇〕

○町長（山崎誠一郎君） おはようございます。本日、追加提出しました議案について御説明を申し上げます。

議案第31号 利根町監査委員の選任についてでございます。利根町監査委員の選任にあたり、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

議事日程に入る前に、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をただすために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に、質疑は自己の意見を述べるできないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1、議案第4号 利根町犯罪被害者等支援条例についてを議題とします。

質疑通告議員は2名です。

6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） それでは、議案第4号 利根町犯罪被害者等支援条例について伺います。

全部で七つ伺わせていただきます。

一つ目に、条例第7条では、町が相談、情報提供、助言、連絡調整を行うとされていますが、事前説明では、ワンストップ窓口は県の犯罪被害者支援センターとのことでした。具体的な町と県、警察の役割分担について伺います。

二つ目に、見舞金支給の対象認定についてです。警察への被害届が困難な場合に、町長が認める基準は何なのでしょうか。

三つ目に、申請に必要な診断書等の取得費用を自己負担としている理由について。

四つ目に、制度創設に当たっての年間想定件数と予算の規模。

五つ目に、見舞金は申請からおおむね1か月程度との説明でしたけれども、その根拠と標準的な処理期間を伺います。また、1か月程度と明記しない理由についても伺います。

六つ目に、危険運転致死傷は、対象として、過失による行為を対象外とした理由です。

七つ目に、条例の関係機関に、状況によって学校は含まれますけれども、学校を明記していない理由について伺います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

福祉課長服部 豊君。

○福祉課長（服部 豊君） それでは、峯山議員の質問にお答えいたします。

まず一つ目のワンストップ窓口が茨城県の犯罪被害者支援センターで、具体的な町と県、警察の役割分担との御質問でございますが、被害直後の被害者等は様々な問題に直面し、多数の支援機関に相談することとなります。どこに相談してよいか分からない被害者は、相談に行った先でたらい回しに遭うことや、無理解や配慮に欠けた言動による２次被害に苦しめられることがあります。

そのようなことを防ぐためにも、初めに、ワンストップ窓口である県の犯罪被害者支援センターに御連絡していただき、茨城県生活文化課、警察本部が県の中心となり、県の関係機関との連絡調整を行い、また、町との連絡調整も行い、情報共有をさせていただきます。また、町においては福祉課が中心機関となり、県との連絡調整や町の福祉サービスや医療保険、各種支援機関の窓口となります。

続きまして、２番目の警察への被害届が困難な場合における基準でございますが、それぞれの案件により複雑な事情があり、一つ一つ判断をしていくことになると思いますが、一定の基準としましては、精神的ショックやPTSDなどでダメージが大きく、警察での事情聴取や現場立会いに耐えられない場合、けがや意識不明であり、自ら届出を行う意思表示や物理的な移動が不可能な場合、またDVやストーカー事案などで、被害届を出すことで加害者を刺激し、さらなる危害を加えられる危険性が極めて高い場合、被害を公にすることで社会的な名誉が著しく傷つけられたり、周囲に知られることで２次被害が知られるリスクがある場合などが考えられます。

続きまして、３番目の申請に必要な診断書等を自己負担としている理由でございますが、国の犯罪被害に対する公費負担制度においては、性犯罪被害や殺人、傷害等の身体犯の被害の場合には診断書料の公費負担がございます。町の申請に添付される診断書は、見舞金を申請されるほかにも保険金の請求などに提出する場合もあると思われますので、町といたしましては診断書の原本の提出は求めませんので、写しを提出していただければその内容で確認をさせていただきます。このようなことから、町として診断書の提出における公費負担は設定しておりません。

続きまして、制度創設に当たっての年間想定件数と予算規模でございますが、茨城被害者支援センターでのデータによりますと、茨城県全体の数字になりますが、被害者等に対する電話相談及び面接相談では、令和６年度におきまして、総合相談が819件、性暴力相

談が635件、合計で1,454件となっております。このうち、町の犯罪被害に該当する件数は、匿名の相談も多数あると聞いておりますので推測はできません。しかしながら、犯罪被害者は、いつ、どこで、誰になるか分かりません。町としましては、予算項目を作成させていただき、該当する事例が発生しましたら補正等で対応させていただければと考えております。

続きまして、見舞金の申請からおおむね1か月程度、その根拠と標準的な処理期間、また、1か月と明記しない理由はとの御質問ですが、福祉課において、これまでほかの業務におきましても、申請から給付金を支給する事務におきましては、申請を受付、申請内容の確認、関係機関との確認、交付決定、申請者に通知などの手続が行われます。この作業におきましては、通常1か月程度を見込んでおります。このようなことから、犯罪被害者等支援条例の手続につきましても1か月程度と御説明させていただきました。また、処理期間は、先ほども申し上げましたとおり、様々な事務手続があり、また、関係機関との確認なども行われ、そちらで時間を要する場合がありますので、条例第12条におきまして申請があったときは、内容を確認の上、速やかに見舞金の支給の可否を決定すると規定したものであります。しかし、標準処理期間については、利根町行政手続条例第6条で申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに、通常要すべき標準的な期間を定め公表することとなっておりますので、町では条例による行政処分の標準処理期間を定め公表しておりますので、この条例も可決していただきましたら公表予定でおります。説明会で約1か月、30日とお答えしたのは、その事前準備で考えていた処理期間を申し上げたものであります。

続きまして、危険運転致死傷は対象とし、過失による行為を対象外とした理由でございますが、この危険運転致死罪は、事故の状況が悪質な場合、過失ではなく、最も重い危険運転として扱われます。また、過失運転致死罪は、自動車の運転において必要な注意を怠り、人を死亡させた場合に課される刑罰であります。国の犯罪被害者給付制度においても、故意の犯罪行為による被害を対象としており、過失による交通事故の被害には給付金は支給されません。この条例におきましても、国と同様に危険運転としての事故に限定したもので、過失、不注意によって本来避けるべき結果を招いてしまった交通事故を除いたものでございます。

続きまして、関係機関の状況によっては、学校は含まれるが学校を明記しない理由はとの御質問ですが、第2条第9号に規定されている、関係機関等は犯罪被害者等の支援に係る団体等を明記したもので、主な期間を記載しております。当然、児童や生徒が犯罪被害者となれば学校も関係機関となりますが、あくまでも支援の中心となる国、県、町、警察、民間支援団体を明記したものでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光君。

○8番（井原正光君） 今の前任者の質疑で大体分かりました。そういう犯罪被害者支援センターなるものがある、それでもって、そこから情報を得るということ。分かりました。

それで、それは分かったのですけれども、被害に遭われた方、ただ単に見舞金を支給しただけで、それでいいのかなと。精神面、あるいは生活面、いろいろな苦労というか困難が生じるというふうに思うのです。その辺の支援というか、ソーシャルワーカーとか、何かその辺の設置、それは国がもう既に行っているのか、県が行っているのか、町もその辺まで支援体制を整えていくのかどうなのかについて伺います。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質疑に対する答弁を求めます。

福祉課長服部 豊君。

○福祉課長（服部 豊君） まず、被害に遭われた方がどのような流れで見舞金の申請や各種支援を受けられるかについて、御説明させていただきます。

犯罪被害に遭われた方は、初めに、ワンストップ窓口である県の犯罪被害者支援センターに御連絡していただき、支援センター、茨城県生活文化課、警察本部が県の中心機関となり、県の関係機関との連絡調整を行います。また、犯罪被害者支援センターから町との連絡調整も行っており、情報を共有させていただきます。

また、町においては、福祉課が中心機関となり、県との連絡調整や町の福祉サービスや医療保険、各種支援機関の連絡調整を行います。そして、被害者等に見舞金の説明をさせていただきます、その後、申請していただくことになります。

また、見舞金以外の申請につきましても、国の制度でございますが、被害者連絡制度、カウンセリング体制の整備、再被害防止措置の推進、性犯罪者への対応など多岐にわたっており、それらの支援につきましても犯罪被害者支援センターが中心となって支援を行う体制となっております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第4号 利根町犯罪被害者等支援条例についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第2，議案第5号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 議案第5号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について伺います。

まず一つ目に、部分休業を導入することで、どのような利用場面を想定されているのか。

二つ目に、部分休業30分単位と第2号部分休業1時間単位について、職員はどのように使い分けることを想定しているのか。

三つ目に、部分休業の取得可能時間を年間77時間30分とする根拠について。

四つ目に、制度創設に当たっての年間想定件数と予算規模。

五つ目に、会計年度任用職員については、1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とされておりますが、この算定方法の考え方について。

六つ目に、この制度改正により町職員の育児部分休業の取得状況はどの程度見込んでいるのか。

七つ目に、部分休業取得者が増えた場合、所属部署の業務体制についてどのように対応されるのか。

八つ目に、町独自の制度変更は含まれているのか。それとも国制度への準拠のみなのか。

以上伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず1点目、部分休業を導入することでどのような利用場面を想定しているのか、こちらに関しては、利用場面の想定でございますが、最も一般的な利用場面として保育施設などへの送迎を想定しております。

続きまして、部分休業30分単位と第2号部分休業1時間単位について職員はどのように使い分けることを想定しているのか。そちらに関しましては、第1号部分休業と第2号部分休業の使い分けでございますが、恒常的に育児部分休業制度を利用する場合は第1号部分休業を、こちらは先ほどお話しした送迎部分ですね、そちらに関しては第1号を想定しております。特定の時期や育児に伴う行事の際に休みたい場面が多い場合には、今回創設させていただいてます第2号部分休業制度を選択してもらうなどの使い分けを想定しております。

続いて三つ目です。部分休業の取得可能時間を年間77時間30分とする根拠についてですが、こちらに関しては、1日の町職員の勤務時間7時間45分掛ける10日を根拠としております。こちらに関しては国に準じた時間としております。

続きまして、4番の制度創設に当たっての年間想定件数と予算規模ですが、件数想定に関しては、令和8年3月現在、取得人数が7名おります。その方々が第1号と第2号を選択すると想定しております。

次に、予算規模については、本制度は無給休業になるため、特段の予算措置は必要はございません。

続いて、会計年度任用職員の第2号部分休業の取得時間を1日当たりの勤務時間に10を乗じ得た時間と設定した根拠ですが、先ほど三つ目の質問でもお答えしましたが、正規職員の部分休業の取得が、同じように7時間45分掛ける10日を基にして、1日の勤務時間に10を乗じ得た時間としております。こちらに関しても国に準じた時間となっております。

六つ目です。次に、本制度の利用見込みについてですが、職員のライフステージにおける出生状況や個々の家庭環境など、極めて個別性の高い要因に左右されるものでございますので、現時点において具体的な数値を申し上げることは困難でございますが、制度の周知を徹底し、利用を希望する職員が円滑に取得できるよう努めてまいります。

七つ目になります。部分休業者が増えた場合の所属部署の業務体制についてでございますが、取得状況を常に把握し、必要に応じて業務フローの改善や機動的な人員配置の検討を行うことで柔軟に対応し、公務の運営に支障を及ぼすことのないよう万全な体制を期してまいります。

最後に、町独自の制度変更は含まれているのか、それとも国制度への準拠のみなのかですが、こちらは国制度の準拠のみでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第5号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第3，議案第8号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

6番 峯山典明議員。

○6番（峯山典明君） 議案第8号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について伺います。

2点伺います。

まず一つ目に、今回の税制改正に伴う見直しにより、医療福祉費の対象者はどの程度増減すると見込んでいるのか。

二つ目に、今回の改正により医療福祉費の支給額について、町の財政負担はどの程度増減する見込みなのか。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

保険年金課長古山栄一君。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（古山栄一君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えいたします。

まず初めに、今回の税制改正に伴う見直しによる医療福祉費の対象者はどの程度増減すると見込んでいるかとの御質問でございますが、まず、令和7年度税制改正に伴いまして、医療福祉制度、通称マル福における所得判定におきまして変更となった部分についてを改めて御説明させていただきます。

税制改正によりまして、特定親族特別控除が増設されたことに伴いまして、独り親家庭及び重度心身障害者区分における所得判定におきまして、特別親族特別控除に相当する額を令和8年度所得判定より控除することとなっております。特定親族特別控除とは、昨今、厳しい人手不足の状況におきまして、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応するため、19歳から22歳までの大学生世代の子の合計の所得金額が85万円までは親等が特定扶養控除との同額となる63万円の特別控除を受けられ、合計所得金額が85万円を超えた場合におきまして、段階的に減少とはなりますが、控除がなりまして控除を受ける仕組みとなっております。

御質問の対象者の増加見込みにつきましては、対象者の所得や扶養親族、年度ごとに変動すること、また、新規対象者となる方につきましては、その都度判定することとなりますので、改正に伴う対象者数の増加は見込んでおりません。ただし、先ほど御説明しましたとおり、特定親族特別控除の適用を受けられる方は19歳から22歳までの子を扶養する方

となってることから、対象も限定的になるものと考えております。

次に、2番目でございます。今回の改正により医療福祉の支給額について、町の財政負担はどの程度増減する見込みなのかとの御質問でございますが、先ほど御説明しましたとおり、対象者は限定的になるものと考えております。大幅な町の財政負担増にならないものと考えております。

また、医療福祉制度につきましては、健康保険を利用しまして医療機関等へ受診したときに、窓口で支払う自己負担分の一部を助成し、医療費の負担を軽減する茨城県と市町村が一体となって実施する制度でございますので、財源につきましても、県制度に関しましては、町が給付した額の2分の1の額が補助されております。対象者の増にかかる全ての費用が町の負担とならないことから、大幅な町の負担額の増加にはならないと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第8号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第4、議案第9号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑通告議員は2名です。

6番 峯山典明議員。

○6番（峯山典明君） 議案第9号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について伺います。

まず一つ目に、子供がいるかいなかで若干金額変わると思いますが、年収200万円、300万円、400万円、500万円の世帯では、年額どのぐらいの負担増になるのか伺います。

二つ目に、この増額幅が一般世帯の家計に与える影響をどのように分析されているのか。

三つ目に、議案第6号による職員給与の改定が物価高騰による生活維持を背景としておりますけれども、一方で、国保加入者の中間所得層において、年間約5万円から10万円の増税が見込まれております。町はこの急激な増額が住民の生活維持に与える影響をどのように評価し、今回の税率設定に至ったのか伺います。

四つ目に、被保険者数が増加すれば税金も増えるはずですが、それでもなお、これだけの大幅な税率引上げが必要なのは、留学生等の加入が低所得層、減免対象ですね、こちらが中心であるため、給付医療費増の影響のほうが大きいのかどうか。

五つ目に、所得が低い利根町において税率を県内水準に合わせていくことを今後どのように考えているのか。

以上伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

保険年金課長古山栄一君。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（古山栄一君） それでは、お答えいたします。

まず初めに、年収の200万円、300万円、400万円、500万円の世帯では、年額でどのくらいの負担増になるかとのことでございますが、このたびの改正のほうは所得割率の改正となりまして、基礎課税区分の100分の6.0から100分の7.5に、後期高齢者の支援金区分につきましては100分の3.0から100分の3.32に改正するものでございます。

いろいろなケースが考えられますが、まず、40歳代の夫婦、子供1人の3人世帯での例として御説明を申し上げます。令和7年度と比較しますと、まず年収200万円では約1,100円の増となっております。続いて、年収300万円では年間で3万7,000円程度の増となっております。年収400万円では5万8,000円の合計で同等程度となっております。続いて年収の500万円では約7万3,000円程度の増を見込んでおります。年収においてそれぞれ負担の増になるかと思われております。

次に、（2）のこの増減幅が一般世帯の家計に与える影響をどのように分析しているかとのことでございますが、国民健康保険税は被保険者の前年度の所得や人数に基づき世帯ごとに算出をいたします。世帯の合計所得が一定の基準額以下の場合は7割から2割の軽減制度がございます。軽減の対象外となる基準額以上の所得の方につきましては、このたびの改正による増額の幅は大きくなりますので、少なからず影響はあるものと考えております。

次に、3番目の町はこの急激な増額が住民の生活維持に与える影響をどのように評価し、今回の税率設定に至ったかのことでございますが、近年、町の国民健康保険の状況といたしまして、後期高齢者医療制度への移行や社会保険適用拡大による被保険者の減少や所得構造の変化によりまして、国民健康保険税の収入が減少する一方で、医療費や後期高齢者医療、介護への拠出金の財源となる県への納付金の増加等の要因によりまして、必要な税

収を確保できず、収支不足額を基金から補填する状況が続いておりました。既存の税率のままでは数年で基金が枯渇するおそれが生じることから、国保事業の安定した運営のために、令和6年度におきましても税率及び税額の改正を行っております。その際に、大幅な改正に伴う被保険者の負担軽減を図るため、激変緩和措置としまして、令和7年度は所得割率を抑えた段階的改正としたことから、このたび所得割率の改正をするものでございます。改正に伴う急激な負担増により、被保険者に生じる影響は大きいものと考えておりますが、国民健康保険特別会計につきましても、被保険者の保険税と国庫負担金等によって運営される独立採算制が原則となっておりますので、皆様に御理解いただき、致し方ない改正と捉えております。

次に、4番目の被保険者が増加すれば税収も増えるはずですが、それでもなお、これだけの大幅な税率引上げが必要なのは、留学生の加入が低所得者層の減免対象中心であり、給付医療費増の影響が大きいことかとのことですが、峯山議員の御指摘のとおり、被保険者数が増加すれば税収も増加するはずですが、町におきましては、近年の被保険者の増加は外国人留学生の加入によるものでありまして、外国人留学生以外の被保険者におきましては、後期高齢者医療制度への移行や社会保険適用拡大に伴う資格の創出によりまして、引き続き減少傾向でございます。外国人留学生の方は所得に応じて保険税が軽減対象となることが多いことから、令和8年度予算における国保税収入につきましても減収の見込みとなっております。また、単年度における医療費の増額ではなく、近年の県の事業費納付金等の増額により、収支不足額が生じた影響によるものでございます。

次に、5番目でございます。所得が低い利根町において税率を県内水準に合わせていくことをどのように考えているかとのことですが、今後の健康保険税につきましても、国の保険料水準統一加速化プランに基づきまして、同一都道府県において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料に統一することを令和15年度を目指しつつ、遅くとも令和18年度の完全統一を目標としております。保険料水準が統一されますと、基本的に県の算定した標準保険料率となるため、平均以下の税率の市町村におきましては、税率が上がることとなります。令和8年度の県内市町村の平均税率は今年度改正予定の市町村もあることから、現時点におきましては不明でございますが、今後も保険料水準の統一を見定め、将来的な被保険者の負担急増を緩和するため、段階的な見直しが必要と考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光君。

○8番（井原正光君） 私の質疑も同じような内容なんですね。やはり一番危惧するのは、国保加入者というのは所得そのものが低い傾向にありますから、特に一律にこういうふうに上げると、低所得者あるいは中間層に負担がいくというふうに私も考えておりますので、

もちろん軽減税率等を適用すればということなのでしょうけれども、その辺をもう少し詳しくお話ししていただけますか。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質疑に対する答弁を求めます。

保険年金課長古山栄一君。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（古山栄一君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

所得割の税率が引上げられたことによる低所得者への影響についてでございますが、初めに、峯山議員の御質疑に対するお答えと一部重複するところもございますが、税率改正に至る経緯を御説明いたします。

近年の町の国民健康保険の状況としまして、被保険者の減少や所得構造の変化によって国保税収入が減少する一方で、県への納付金等の歳出費の増加によりまして、収支不足額が大きくなる状況が続いていたことから、国保事業の安定した運営のため、令和6年度におきまして税率及び税額の改正を行っております。その際に、大幅な改正に伴う被保険者の負担軽減を図るため、激変緩和措置としまして、令和7年度は所得割率を抑えた段階的改正としたことから、このたび所得割率の改正をするものでございます。

次に、国民健康保険税の算定におきましては、世帯の合計所得が一定の基準以下の場合には7割から2割の軽減制度がございます。このたびの改正は所得割率のみの改正となりますので、軽減と対象となる方、特に7割軽減が対象となる方につきましては、保険税の負担増は生じておりません。ただし、5割及び2割の軽減対象となる方につきましては、所得割率によって生じる額がありますので、少なからず影響があるものと考えております。

また、国の子供や子育て世帯への支援給付の拡充のための財源基盤の確保としまして、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年度より加入するそれぞれの健康保険料に上乗せして徴収が回収されます。国民健康保険におきましても新たな区分を創設しまして、賦課算定をすることになります。子供や低所得者に対する軽減制度も新たに設けることとなりますが、少なからず負担が生じることとなりますので、同じく影響があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

6番峯山典明君。

〔6番峯山典明君登壇〕

○6番（峯山典明君） 6番峯山典明でございます。議案第9号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から述べさせていただきます。

今回の改正は、所得割率を6％から7.5％へ引き上げるものであり、町民、特に現役世

代の負担増は極めて深刻です。町が直面している高齢化，医療費の増大，そして国保制度全体の財政的苦境については，私も十分に理解しております。しかし，以下の理由から本案については再考が必要であると考えます。

利根町では，外国人留学生や低所得層の加入が増加しております。被保険者の人数が増えても，実際の税収には結びつきにくい構造的な課題があります。本案の背景にある制度的限界は認めますが，所得水準が低い利根町において，自営業者や非正規雇用，そして働く現役世代に対し，所得割を現行から1.5%引き上げることは，生活基盤を揺るがし，定住意欲をそぐことになりかねません。国の制度設計の問題であることは重々承知しております。私一人かもしれませんが，地方から声を上げることが大事だと考え，今回反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

8 番井原正光君。

〔8 番井原正光君登壇〕

○8 番（井原正光君） 賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

今回，国民健康保険税の被保険者に係る税率，また後期高齢者支援金等，被保険者に係る税率が引上げられました。しかし考えてみると，後期高齢者医療費は，今，現役世代が高齢者の医療費を支援する制度というふうになっておりまして，今後さらに進む少子高齢化においては，財源処置というのは，私は必要だというふうに考えております。今，団塊の世代，要するにいろいろ問題がありますけれども，それがもう既に始まっておりまして，2040年には約35%がそういう時代になると。そういうことで，今，現役世代では1.5人に1人を支えるという，そういう状況であるというふうに報道されております。そういうことで，医療費の現行の保険料収入だけでは賄うことが困難であって，社会保険料の引上げというのは当然必要かなというふうに私は思っております。

今回の引上げにつきましても意見はあると思いますが，今お聞きしたところでは，特に国保等に参加する者の所得が低い，そういう方に対しての軽減措置，低所得者，中間層への急激な上昇を抑えるという，そういう措置も講じられているということで，今回の制度に対して私は賛成といたします。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから，議案第9号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第5、議案第10号 利根町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第10号 利根町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第6、議案第11号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

6番 峯山典明議員。

○6番（峯山典明君） それでは、議案第11号について質疑させていただきます。

2点伺います。

まず1点目に、健康増進等複合施設とねふれあいプラザという名称に変わっておりますが、こちらの施設を龍ヶ崎市民も利根町民と同様に使用できるようになる変更ですが、今回の変更によって起こり得るトラブルはどのようなものを想定されているのか。

二つ目に、龍ヶ崎市民が来館された際、使い勝手が分からない龍ヶ崎市民に対する対応について、現場ではマニュアル化されているのかどうか。

以上2点伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、お答えをいたします。

龍ヶ崎市との相互利用につきましては、平成14年11月の龍ヶ崎市との協定以降、本協定にございます相互利用が可能な施設におきまして、これまでもトラブルの発生やクレームをいただいたという認識はございません。

相互利用につきましては、龍ヶ崎市民も利根町民と同様に施設の予約できる期日や使用料金を同一にするというものでございますので、健康増進等複合施設におきましても、特段トラブルが生じるということは考えてございません。

続きまして、使い方の勝手が分からないと感じることはということでございますが、龍ヶ崎市民の方々に限らず、初めて施設を御利用される方につきましては、施設の利用方法、初めての方はもちろんのこと龍ヶ崎市民の方々を含めた全ての利用者に、皆様が利用しやすい環境づくり、こちらのほうを努めてまいりたいと考えております。また、利用の手引等も備えてございますので、その辺につきましては、また問題があれば随時修正をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第11号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第7、議案第12号 利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第12号 利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を11時5分とします。

午前10時47分休憩

午前11時05分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第8、議案第21号 利根町副町長の選任についてを議題とします。

質疑通告議員は4名です。

通告順に質疑を行います。

7番新井邦弘議員。

○7番（新井邦弘君） 3点ほど質疑をいたします。

1点目、これまでの行政経験や実績について、本町の行政運営にどのような形で生かされると考えるか、町長の認識をお伺いします。

2番目、本町の課題と整合性について、人口減少対策や地域経済の活性化など、本町が抱える課題に対してどのような役割を期待しているのか。

3点目、今後の具体的な財務分担について、町長と副町長の役割分担をどのように考えているのか。また、副町長に特に担っていただく分野があればお示ししていただきたいと思います。

今回の副町長の設置は、町政運営に大きな影響力を持つわけであります。町民に分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 新井邦弘議員の質疑に対する答弁を求めます。

町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 御質問ありがとうございます。分かりやすくなるべく御説明したいと思います。

それでは、新井議員の質疑にお答えいたします。

横田清泰氏を推薦しましたが、横田清泰氏につきましては、平成4年に現在の経済産業省、以前は旧通商産業省、通産省に入省されまして、平成24年からは内閣官房地域活性化

統合事務局参事官補佐，そして，平成28年からは内閣府地方創生推進事務局として地方創生に関する法律の整備や各種補助金制度の創設に関わった実績がございます。さらに，令和元年には栃木県の益子町の副町長，令和6年には，これは茨城県の鉾田市の副市長に就任され，首長の補佐役として政策及び企画をつかさどり，これまでの国での経験を生かされ，地方創生の推進に貢献されました。このような国及び地方で培われた行政経験や実績を積み重ねました横田氏は，私の公約の実現はもとより，本庁における行政事務における行政マネジメント機能の強化に生かされるものと考えております。

二つ目の質問でございますが，多くの地方自治体でも同じであります，人口減少対策や厳しい財政状況，地域の活性化など，地方創生の推進は当町が抱える課題となっております。これまで，まち・ひと・しごと創生総合戦略，そして，昨年に新たに総合振興計画と一体化したデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定し取り組んでおりますが，当町にとりましても厳しさを増す状況でございます。これらの課題に対する役割としましては，内閣官房等における地方創生の推進に資する各種施策を企画，立案された経験もあるということですので，その経験を生かして，当町の地方創生の推進において主導的な役割を担っていただけるものと期待しているところでございます。

三つ目の御質問でございますが，この副町長の役割につきましては，町長を補佐し，町長の命を受け，政策及び企画をつかさどり，その職員の担任する事務を監督し，町長の職務を代理するということであります。私の補佐役としてはもちろんのこと，私の公約の実現に向けて，全体的なマネジメントをしていただくとともに，地方創生の推進の取組，さらには，現在取り組んでいる職員の担任する事務事業を早めに把握していただき，これまでの経験から，職員の育成も含めて，事務事業の推進にも的確な指導をしていただきたいと，そういう思いで提案をした次第でございます。

○議長（大越勇一君） 新井邦弘君の質疑が終わりました。

次に，6番峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 議案第21号 利根町副町長の選任について質疑させていただきます。

まず一つ目に，副町長の登用により人件費という固定費が増加します。町長は補助金獲得を理由に挙げておりますが，具体的に任期満了までに，国，県からの補助金獲得やふるさと納税を代表とした増収について，人件費の何倍の財源確保を必達目標と考えているのか，町長の期待される稼ぐ力の具体的な物差しについて伺います。

二つ目に，町長は国の補助金獲得が町を元気にするために必要だと明言されております。しかし，補助金による事業は将来的に町の固定費を増大させるリスクもあります。今回，招聘する副町長には，単なる予算獲得だけでなく，その事業が10年後，20年後の利根町の財源を圧迫しないかという長期的視点での投資判断をどのように担わせるおつもりか伺います。

三つ目に、職員の育成に刺激が必要との認識を示されました。外部のプロが副町長として入ることで、具体的に、役場の組織文化の何を、いつまでに、どのように変えようとしているのか。例えば、若手職員が自ら国や県と交渉できるスキルの習得や縦割り行政の打破など、任期中に達成すべき組織改革の数値化された目標があれば伺います。

次に、今までの縛りをクリアするために必要だという発言がございました。この縛りとは、具体的にどのような行政上の障壁や専門性の欠如を指しているのか。また、副町長が持つ具体的にどのような人脈や知見がこれまで利根町が突破できなかった課題を解決できると考えているのか、町民が納得できる具体的な想定事例を挙げていただきたいです。

五つ目に、横田氏には、単に予算を引っ張るだけでなく、既存事業のスクラップ、廃止と統合や経験を生かしたランニングコストの削減といった働きも期待されているのか。

六つ目に、財源獲得役だけでなく、行財政改革の断行者としての側面もあるのか。また、もしそうであるならば、どのように権限を担保されるのか。

七つ目に、横田氏が持つ国、県との交渉術や政策立案スキルを在任期間中に役場の若手、中堅職員にどのように継承させる計画なのか。3年後、5年後に副町長がいなくても、利根町単独で強い交渉ができる組織に生まれ変わるための具体的な人材育成プログラムの構想を伺います。

次に、一般公募されなかった理由について伺います。

最後九つ目、内示会で町の行う行政運営の要として、今回、何十年ぶりに新たに副町長を置くことを決定いたしました、まだ予算審査特別委員会も開かれておらず、副町長選任の議案も上程されていない段階で決定いたしましたと説明会で発言ございましたけれども、その意図について伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 峯山議員の九つの質疑に対する答弁をいたします。

まず、令和8年度当初予算内示会で、副町長を置く理由の一つとして、国の補助金の獲得が必要と説明したのは、国では省庁ごとに様々な補助事業がございまして、その活用が町の事業実施のために必要であると考えたからでございます。その中で、町が必要としている事業に対して、補助制度があるかどうかをまず調査して、その補助事業を獲得するための条件のクリア方法や通りやすい申請内容、そして国での経験、それを生かしてほしいと考えたからでございます。特に地方創生を後押しする補助制度に横田氏は携わっておりまして、補助金を獲得する上で、職員に対して適宜適切な指導、助言を行っていただけたらと思っておりますことから、そのような説明をしたものでございます。

人件費の何倍の財源目標を考えているのかということですが、あくまでも町に必要な事業に対する補助金の獲得に横田氏の経験が必要であると考えたことから、選任議案を提出したものでございます。

次に、二つ目の御質問でございますが、先ほども答弁いたしました、あくまでも町に必要な事業に対する補助金の獲得を目的としておりますので、補助制度があるからといって、やみくもに事業を実施するものでもございません。これまで町が必要とした事業であっても、補助金の獲得ができずに、起債や一般財源の活用で実施することは、峯山議員がおっしゃるように、将来的に財政を圧迫することとなることから、結果として実施を断念してきた事業もあると思っております。

しかし、補助金を活用して事業を実施できれば、町としては起債や一般財源を使わなくて済むこととなります。現在、国の補助事業の活用は、当町の財政面から必要なことであり、事業を実施することにより、人口減少対策や地域の活性化など、地方創生の推進や老朽化している社会インフラの整備などができれば、まちの元気につながるものと考えましたので、そのような説明をした次第でございます。

次に、三つ目の質問でございますが、職員の育成に関しましては、横田氏は、国では内閣官房等における地方創生の推進に資する各種施策を企画、立案され、さらには益子町の副町長、鉾田市の副市長を経験されております。このように、経験豊富な副町長と町の事務事業を進めるに当たって、様々な議論を行うことは、職員にとっては刺激になりますし、峯山議員のおっしゃるような若手職員が自ら国や県と交渉できるスキルの習得や行政職員として事務執行をする上での考え方などは、必ずや職員育成につながるものと信じておりますので、このような説明をしたところでございます。

また、組織改革の数値化された目標はあるのかということではありますが、今御説明しましたように、経験豊富な副町長から適宜親切な指導助言を行っていただくことによって、職員が刺激を受け、育成につながるものと考えております。これから当町において様々な事業を進めていく上で、これも必要なことだと考えております。

また、組織改革の数値目標でございますが、数値目標はありませんが、現在、組織機構の見直しについて内部で議論をしているところでありまして、今後にも必要に応じて組織機構の見直しを行ってまいりたいと考えております。

4番目の縛りの関係ですね、私が申し上げました縛りでございますが、縛りという言葉、発言した内容とは、予算的な部分に関するものでございました。どのような事業も基本的には予算を必要としますが、先ほども申し上げましたとおり、予算の都合がつかず実施できないというケースはございます。まずは事業を実施する上で、お金の問題という縛りを解いていくために、そのような説明をしたものでございます。また、予算の縛りをクリアするに当たり、補助金を獲得するためには、町職員には交渉、政策立案、文書作成、情報収集などに関する高い能力が求められます。

横田氏は、国において補助事業を担当されており、町がどのように補助金に関わる事務を行うべきか、高い知見を持っております。また、内閣官房に勤務していた際には、各省庁や民間事業者との人脈形成をされており、国や民間に関する情報収集などのノウハウも

期待できますので、横田氏にはそのような面で職員を指導していただくことを想定しております。

次に、五つ目の質問でございますが、当町では、利根町総合振興計画後期基本計画における基本施策、施策事務事業から成る政策体系を対象に、妥当性や有効性などの視点から評価を行い、今後の取組の方向性を示す行政評価システムを運用しております。

このように、当町では、後期基本計画の進行管理を行うために、行政評価を導入しておりますので、この審議は内部組織である総合振興計画等策定委員会で行い、外部組織でも審議意見をいただき、公表をしているところでございます。当然に、この内部組織のメンバーには副町長も委員となつていただきますし、益子町副町長、鉾田市副市長を経験されており、益子町、鉾田市においても事務事業評価を実施されておりますので、既存事業のスクラップやランニングコストの削減も含めた見直しなどについて、これまでの経験を踏まえて意見をいただくつもりでおります。

次に、六つ目の財源獲得ですが、当町では、第2期利根町行財政改革行動計画に基づき、四つの視点から行財政改革を進めております。この審議は、内部組織である行政改革推進本部で行い、外部組織でも審議、意見をいただき、公表をしているところでございます。当然ながら内部組織のメンバーには副町長も委員となつていただきますし、益子町の副町長、鉾田市の副市長を経験されておりますので、益子町、鉾田市において、行財政改革を実施されておりますので、行財政改革の推進役として、これまでの経験を踏まえて意見をいただきたいと考えております。

次に、七つ目でございますが、横田氏の国、県との交渉術等々ですね、これは具体的な人材育成プログラムの構想につきまして、これまでの質疑に対する答弁でも申し上げましたが、職員の育成に関しましては、横田氏は、国では内閣官房等における地方創生の推進に資する各種施策を企画立案され、さらには益子町の副町長、鉾田市の副市長も経験されていると、このような経験豊富な副町長と町の事務事業を進めるに当たって様々な議論を行うことは、職員にとって刺激になりますし、必ずや職員育成につながるものと思っております。また、横田氏は内閣官房に7年間勤務する中で、ほかの省庁などと連携して、市町村への財政支援も行ってきておりますので、その経験での国、県との交渉術、政策立案スキルなども実際に横田氏と相談をしながら事業を進めていく上で、職員の育成が図れることと考えております。

8番目の一般公募しなかった理由なのですが、副町長の一般公募につきましては、民間視点のマーケティングなど新しい知見を取り入れ、組織に新風を吹き込むメリットがある一方、行政特有の法制、手続や不慣れや職員との衝突といったリスクも考えられます。そこで、副町長の人選については、当町としましては、助役時代を含めて27年ぶりに副町長を置くこととなりますし、本町の財政規模、人口減少や少子高齢化が進む中で、行政経験のある方が望ましいと考えたからでございます。そのような中、横田氏が鉾田市副市長を

退任されるとお聞きをしまして、国及び地方での幅広い行政経験から副町長に適任と判断させていただき、今回議案を提出させていただいたところでございます。

最後に、9番の内示会での町の行う行政運営の要として、今回何年ぶりに新たに副町長を置くことに決定したということでございますが、これは本当に大変申し訳なかったのですが、私の誤りでございまして、予算内示会での発言であります。副町長の選任議案も議会に送付していない状況でありながら、副町長を置くことに決定しましたという発言を私がしてしまったのですが、当然ながらまだ決まってもいなくて、提案をしたところなのに決定をしたということは、もう明らかに私の失言というか、誤りというか、間違いでありましたので、この場をお借りして、本当におわびを申し上げる次第でございます。本来であれば、副町長の選任議案も議案上程する予定でありますので、副町長を置くための必要な予算を計上しておりますと説明するところを決定しましたと言ってしまったことに対して本当に申し訳ないところでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 2点伺います。

まず一つ目が、一番最初の質疑の中にございました増収について、もう少し詳しい御説明が可能であれば伺います。増収です。

二つ目が、今現在、この場に執行部課長がたくさんいらっしゃいます。これまで頑張ってきた職員の方たちのモチベーション、動機づけですね、こちらに関して、外部から新しい人が来て、今まで頑張ってきた職員たちとのあつれき、こういうものが生まれるかどうかということも含めて御説明を伺います。

○議長（大越勇一君） 町長 山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 増収に関しましては、増収というか補助金を幾ら頂けるか、これは、町が取りかかる、やろうとする事業に対して額が決まってくると思っております。思い切ったことをやって、例えば町が5億円の投資するとか、町がお金を使うとか、その面に関して、やろうとしていることに対して、補助金としてどのぐらい国のほうから頂けるか、それを申請する方法はあるか等々を検討して、増収の額は変わってくると思っております。小さかったら当然小さい、大きくやろうとしたら大きくなるということなのですが、大きくなっても全てもらえるわけではございませんので、何とか利根町の厳しい財政を考えて補助金の獲得に努めていきたいというところなので、額というのは多ければ多いほどいいのですが、90%とか100%だとか、時には、これは30%しかもらえないよとか、そういったことがあるとは思いますが、そこをしっかりと精査して考えて、国の補助金制度を活用できるように勉強していきたいという思いを持っておりますので、5億円だ、8億円だというのは、今、数字としては申し上げられませんが、なるべくやろうとする事業に対して獲得できる方法を考えていきたいと思っております。

あとモチベーションですね。これは、一つはモチベーション、刺激にはなると思っています。職員も今まで二十数年外部からというのはいなかったもので、刺激を与えて、職員さんの考えも教えてくれたら私たちのスキルアップになるのだというところもありますし、厳しい質問がもしあったとしたら、厳しくて大変だな、面倒くさいなという形にもなるかもしれません。そこは私も注視をしていきますし、ほかの課長も副町長の存在に職員がどう対応しているかと、そういったところを見ていただいて、うまく溶け合って、町がこれから伸びていくために、おのおの職員も含めて、町も含めてスキルアップを、上を目指せるように、そういった環境をつくっていきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 最後、3回目の質疑をさせていただきます。

山崎町長だけでなく、前町長も含めて、恐らくどの自治体の首長もこのような予算審議、または議案のときに、必ず慎重なる審議をお願いしますという発言をされます。私たち本当に慎重な審議をしなければいけないです。この副町長選に関してはすごく重大な案件だと考えております。

先ほど、町の元気につながるという発言がございました。利根町の発展につながるかどうか、元気につながる、すごく分かりやすいのだけれども抽象的でもあります。なので、私たち本当に山崎町長の発言を信じるしかないのですけれども、今後、利根町副町長、もし配置された場合、よりよい方向に向かうということによろしいのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 町長 山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） もう当然ながら、よりよい未来の利根町をつくるために一致団結して、経験を踏まえたアドバイスをもらいたいと思っております。

これは、私が庁舎内、役場の中で、ぜひという話で提案したものでございまして、私のまず公約があります。その公約を実現するには、どうしてもやっぱりお金が必要になってきます。それを踏まえて、どうしたらこれが実現に結びつくのか。そして、それが利根町の元気につながれば一番いい話なので、それをぜひ実現したいと。やろうとしていることは、今、企画で頭の中にいっぱいあるのですが、それを実現するために、一緒にこの副町長を置いて、お金の工面を、なるべく多く頂けるようにということを考えておりまして、峯山議員、今おっしゃったように、抽象的なことになってしまっているのですが、中身としては、私が掲げた公約、それを中心に、そして町のために、いいと思うことがあればどんどんそれは進めていきたいので、それこそ議員の皆さんからも提案をいただきたいというように思っていますので。とにかく利根町を前に進めて元気になってと、何とかしていきたいと、それも抽象的な発言かもしれないのですが、それに向かって進んでいきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑が終わりました。

次に、8番 井原正光君。

○8番（井原正光君） 今回、久しぶりというか副町長を置くということが提案されました。副町長を置くことを考えた根拠についてお聞きしようと思ったのですが、今までの中で大体分かりました。

では、置く等によって、メリットについても先ほど補助金云々、あるいは職員の育成云々ということのお話がありましたけれども、では、デメリットのほうは一体どうなのだろうかと、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質疑に対する答弁を求めます。

町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 御質問にもありましたように、メリット・デメリットということなので、私が準備したものを読み上げさせていただきたいと思います。

この副町長の仕事は、町長の補佐役として、当然のことながら町長の命を受けて政策及び企画を立案するとともに、職員の事務執行を指揮、監督し、町長の職務を代理していただくこととありますとなっております。私は、議員時代にも発言したことでありますが、以前から副町長を置くべきであると考えておりました。最初、議員になったときは、置けない条例というのがあったので、危機管理上なっていないだろうという形で、置いたほうがいいのかという質問もしました。そして、議員をやっている間に、副町長を置ける条例に変えるということがありましたので、やっと普通の自治体になったのだなという思いをして、必要であればいつでも置けるようにするのが危機管理上の最重要課題だと思ってましたので、それがクリアできるのだなという思いで、その際、私、賛成討論でもさせてもらったのですが、副町長をやっと置けるような形になったのでよかったなと。私は、すぐに副町長を置くものだと思ってたのですが、その後、何もなくて過ぎてしまったということで、今回、私が町長になって、町を元気にするには、どうしても国と県とのつながりや財政、補助金等に詳しい人がいないかと探しておりました。それが、横田氏が銚田市の副市長を辞めるという話がありましたので、お会いして、相談した結果、お願いした次第でございます。

メリット・デメリットについてなのですが、まずメリットについては、公約実現に向けて協力していただけるというところでございます。今、井原議員がおっしゃいましたように、デメリットとしては、当然のことながら皆さん心配してるのは、人件費が上がるのでその増加に見合ったものができるのか、できないのかと、そこを心配されていると思いますが、それは当然のことながら結果を出すしかございませんので、メリットのほうが多かったんだねと、そういったことを目的として進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質疑が終わりました。

次に、1番篠塚 敦君。

○1番（篠塚 敦君） 議案第21号 利根町副町長の選任について質問させていただきます。

一つ目、どのような経緯で横田氏を選任することになったかお聞きいたします。

二つ目、横田氏の銚田市副市長としての実績をお聞きいたします。

三つ目、副町長としてどのような仕事をさせていただくのか。そちらのほうは前の説明で理解しましたので結構でございます。

○議長（大越勇一君） 篠塚 敦君の質疑に対する答弁を求めます。

町長山崎誠一郎君。

○町長（山崎誠一郎君） 二つの御質問にお答えいたします。

まず最初のどのような経緯で横田氏を選任することになったのかお聞きしたいということですが、先ほども言いましたが、私は以前より副町長を置いて行政マネジメント機能を強化すべきだと考えておりました。助役時代を含めて、利根町は27年ぶりに副町長を置くということになりますので、誰もが納得する人材を探していたところでございます。そんな中で、町長就任前からお付き合いのありました横田氏ですが、銚田市の副市長を退任されることとなって、私のところにも御挨拶に来ていただきました。そこで横田氏から、これまでの御質疑で答弁しておりますが、内閣官房参事官補佐、益子町副町長、銚田市副市長など、国及び地方での幅広い行政経験をお持ちであり、政策企画の立案などの実務面を取りまとめるとともに、職員が行う実務を監督し、適宜適切に指導していることと思い、私の補佐役として適任と判断したというところで、選任議案を提出させてもらったところでございます。

それと二つ目の質問でございますが、横田氏の銚田市の副市長としての実績としましては、銚田市新庁舎公共施設等整備事業において、基本構想を取りまとめるとともに、国からの補助金等が得られるよう調整に当たられ、また、鹿島灘海浜公園拠点化事業においても、海を望む道の駅という基本コンセプトを提言し、基本構想を取りまとめるとともに、国、県と連携を図りながら、道の駅整備事業に強力にこの道の駅を推進したというものでございます。さらに、野菜類の産出額日本一という銚田市の地域特性を踏まえて、国において貿易政策を担われた経験を生かして、農産物の海外販路拡大に尽力されたと聞いております。

このように、銚田市副市長として多大なる実績を上げられておりますので、当町においても、副町長として素晴らしい実績が見込まれるという期待をいたしまして、副町長を依頼した次第でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

4 番佐藤眞一君。

〔４番佐藤眞一君登壇〕

○４番（佐藤眞一君） ４番佐藤眞一でございます。議案第21号 副町長の選任について、次の理由から賛成意見を申し上げます。

まず第１に、副町長は町長を補佐する重要な役職であり、町にとって必要不可欠なものであり、他市町村もその制度を活用して実績を上げている例も多数あることから、その必要性は自明の理であります。副町長を採用していない近隣市町村は利根町以外にはありません。

次に、町の予算が限られている中で、特にお金のない利根町において、国や県とのパイプをつくり、補助金を利根町に取ってくるという意味でも大変重要です。また、副町長を置くことによって、町長の日常的業務負担を軽減し、町長には町の顔としてトップセールスを行っていただきたいという、そういう二つの意味でも重要です。

それから３点目に、副町長候補の横田清泰氏は、経歴、人物、執権、実績、いずれもすばらしく、前職の経済産業省、通産省では大井川茨城県知事の後輩とも聞いております。

以上の理由により、第21号議案に賛成いたします。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第21号 利根町副町長の選任についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

本案に同意することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第21号は同意することに決定しました。

ここで、ただいま利根町副町長の選任について同意いたしました横田清泰氏から発言を求められておりますので、これを許します。

〔横田清泰氏登壇〕

○横田清泰氏 このたび利根町副町長の選任に御同意を賜り、誠にありがとうございます。

４月１日付で就任させていただきます横田清泰でございます。利根町にとりまして初めての副町長ということで、大変その重責を感じますとともに、利根町の発展のため全力を尽くしていきたい、このように考えております。

もとより微力ではございますが、これまで内閣官房において、地方創生の推進に資する各種施策の企画立案に従事してまいりました。また益子町副町長、銚田市副市長として、行政運営、地方の現場経験も積ませていただきました。これらの経験を生かしまして、山

崎町長の掲げます政策の実現に向け、職員の皆様方と一丸となって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

具体的には、雇用の創出につながるような企業誘致、また、職員の人材育成でございます。企業誘致につきましては、私の出身省庁でもございます経済産業省において、産業立地のマッチング事業というものを行っております。こういった国の制度も積極的に活用いたしまして、強力に企業誘致を推進してまいりたいと思っております。

また、職員の人材育成につきましても、実際、町長のほうからもお話ございましたように、補助金の獲得、これをいかにしてスムーズに獲得するのか、これを私自身、国や県との交渉に直接当たる中で、職員の皆様方、特に若手、中堅の皆様方にもその交渉の現場に同席していただいて、こういった形で交渉を進めるのか、これを見ていただく、そのことによって習得していただければと思います。

また、可能であれば、将来的には国に行政事務研修員という形で職員の皆さんに行っていて、実際、国の予算編成とか補助金の査定、そういった現場を経験していただいて、その経験を踏まえて、また利根町に戻っていただいて、予算獲得に尽力していただきたいと思っております。

そして、今、国においては、広域リージョン連携という施策を打ち立てております。ここでどういうものかと言いますと、今までは県単位で広域連携を図っていたのですが、これだけ人口減少が進みますと、県域をまたぐ形の連携、様々な主体が取り組むような連携を推奨しております。まさしくこの利根町は千葉県との県境に立地しております。この広域リージョン連携のまさしくモデルケースになる町だというふうに考えておりますので、様々な形で国に対して事業提案を行いまして、各省庁の財政支援措置、これを獲得いたしまして、この利根町において新たなイノベーションを創出していきたいというふうに考えております。

職員の皆様方と力を合わせまして、山崎町長を補佐いたします。そして、この利根町のポテンシャルを最大限に生かして、様々な形のイノベーション創出、それが今必須だというふうに考えております。そういった形に取り組んでまいりますが、やはり町民の皆様方に御理解をいただく町政運営というのは非常に重要になってきます。利根町のさらなる発展に向け尽力してまいりますので、議員各位におかれましては、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の副町長選任の同意を賜りましたことへの御礼の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（大越勇一君） 発言が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第9、議案第22号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

6 番 峯山典明君。

○6 番（峯山典明君） 議案第22号について質疑させていただきます。

まず一つ目に、これまでの実績と評価について伺います。

二つ目に、長年継続していることで選定評価は形式的になっていないか。

三つ目に、前回の指定期間中に、どのような課題が出て、どのように改善されたのか。

四つ目に、災害発生時、町との連携はどのようにになっているか、マニュアル化されているのか。

五つ目に、D X化への対応、推進は可能なのか。

六つ目に、利用者からの要望で対応できたもの。

最後七つ目に、利用者とのトラブル、苦情などがございましたら伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

生涯学習課長 亀谷英一君。

○生涯学習課長（亀谷英一君） それでは、お答えいたします。

まず、これまでの実績と評価についてでございますが、利根町シルバー人材センターは、平成29年4月1日から令和8年3月31日まで3年間ずつ、3期にわたって指定管理者として業務を行っております。これまで町が示す仕様書のとおり、施設の運営管理について誠実に業務を履行しております。

続いて、長年継続していることで選定評価が形式的になっていないかについてでございますが、選定方法につきましては、公平性を確保する観点から公募を実施しております。結果、当該事業者の1事業者からの応募があり、指定管理者選定委員会において、事業計画、管理運営体制、収支計画、これまでの実績などについて総合的に審査を行っております。

続きまして、前回の指定期間中にどのような課題がどう改善されたかについてでございますが、特に課題点は発生しておりません。

続いて、災害発生時、町との連携はどうなっているか、マニュアル化されているかについてでございますが、火災が起こった場合は、受付の事務員が利用者の避難誘導、安否確認を行い、関係各所への連絡を行います。また、避難誘導の手引がございまして、年2回の消防訓練を行うなどして災害対策を取っております。また、震度4以上の地震が起こった場合については、町職員が災害初動マニュアルに沿って、各施設を状況を確認するよう連携をしながら対応する形を取っております。

続いて、D X化への対応推進は可能なのかについてでございますが、役場の窓口などとの整合性を図りながら、必要に応じて検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、利用者からの要望で対応できたものについてでございますが、主なものとして、2階ロビーに設置している展示ケースを活用して、利用団体の作品等を展示して公開できるようにいたしました。また、展示ケース付近の壁にピクチャーレールを設置しておりま

す。そのほか和室の畳の上にテーブルや椅子等を設置するという事で、フロアマットを敷いて対応いたしております。また、自動販売機がないので飲料水を販売するよう対応しております。

続いて、利用者とのトラブル、苦情の有無ということですが、利用者と受付の事務員との間で、申請に関するトラブルや、また、駐車場に木の枝が倒れそうになっているなどの御意見がございました。その問題解決に対しまして迅速に対応しております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第22号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第10、議案第23号 利根町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第23号 利根町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を13時30分とします。

午前 1 1 時 5 3 分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第11、議案第24号 令和8年度利根町一般会計予算から日程第17、議案第30号 令和8年度利根町下水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

この件については、3月3日の本会議において予算審査特別委員会に付託しております。会議規則第77条の規定により、委員長から予算審査特別委員会審査報告書が提出されましたので、タブレットにその写しを配付しております。

ここで、審査の経過及び結果について、委員長報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長船川京子君。

〔予算審査特別委員長船川京子君登壇〕

○予算審査特別委員長（船川京子君） それでは、本委員会に付託された議案について、一括して報告いたします。

本委員会は、令和8年3月3日の本会議において設置され、議案第24号 令和8年度利根町一般会計予算から議案第30号 令和8年度利根町下水道事業会計予算までの7議案について付託されたものです。

予算審査特別委員会は、土日を除く3月11日から16日までの4日間開催し、執行部から町長、教育長をはじめ各課長及び担当職員の出席を求め、慎重なる審査を行いました。

令和8年度利根町一般会計予算の総額は73億3,600万8,000円で、前年度より2億7,036万4,000円の増額です。

次に、令和8年度利根町国民健康保険特別会計予算は、事業勘定が20億530万9,000円、診療所の施設勘定が1億5,268万3,000円。

次に、令和8年度利根町営霊園事業特別会計予算の総額は701万7,000円。

次に、令和8年度利根町介護保険特別会計予算の総額は18億765万6,000円。

次に、令和8年度利根町介護サービス事業特別会計予算の総額は1,927万7,000円。

次に、令和8年度利根町後期高齢者医療特別会計予算の総額は8億6,059万1,000円。一般会計と特別会計を合わせ、総合計は121億8,854万1,000円で、前年度より4億8,931万7,000円の増額となっております。

最後に、令和8年度利根町下水道事業会計予算は、収益的収支の収入を7億1,808万1,000円、支出を7億1,160万1,000円。資本収支の収入を1億5,064万8,000円、支出を1億8,447万2,000円。令和8年度利根町下水道事業会計予算支出総額は、収益的収支の支出と資本的収支の支出を合算した8億9,607万3,000円で。

表決の結果は、議案第24号 令和8年度利根町一般会計予算は、賛成多数により可決さ

れました。また、議案第26号 令和8年度利根町営霊園事業特別会計予算は、賛成多数により可決されました。それ以外の議案については、全会一致で可決されました。

最少の予算で最大の効果を上げるとともに、今後も行財政改革を進め、歳出抑制に努めていただきたいと思います。

以上、今定例会で付託された議案は、全て原案どおり可決しております。

なお、審査の詳細につきましては全議員が委員会に出席しているため、割愛させていただきます。

以上、会議規則第77号の規定により、ご報告いたします。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑は、議長を除く全議員が委員のため省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論及び採決となりますが、1件ずつ行います。

最初に、議案第24号 令和8年度利根町一般会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

6番 峯山典明君。

〔6番 峯山典明君登壇〕

○6番（峯山典明君） 6番 峯山典明でございます。反対の立場から述べさせていただきます。

まず初めに、山崎町長が就任以来掲げられております事業の見直しについてです。

これまで、決算審査特別委員会等を通じ、効果の薄い事業や無駄遣いの削減が進められてきたことは大変評価しております。日頃、担当課と懇談をして、この事業の効果についてなどいろいろお話を伺って、その結果、今回、令和8年度当初予算には計上されなかったものが複数ございました。これは大変評価しております。

しかし、今回の一般会計予算におきましては、全担当課に対し、延べ91回に及ぶ質疑を行いました。その結果、幾つか疑義が生じた点がございましたので、指摘させていただきます。

まず第1に、子ども自然体験交流事業47万4,000円及び平和学習事業88万7,000円でございます。こちら事業自体の趣旨には賛成しております。賛同です。しかし、教育の機会が平等ではなく、全員が参加できない現状においては、一度白紙に戻し、改めて検討すべきだと考えます。

第2に、地域おこし協力隊の隊員サポート業務委託料108万9,000円でございます。こちらは財源が特別交付税でございます、国からですね。しかし、貴重な税金であることに変

わりはありません。隊員の活動支援やメンタルケア、また、出口戦略に関しては、採用を決めた担当課が責任を持って直接行うべきだと考えます。別途税金を使って、安易な外部委託を行う必要性はないと考えております。

第3に、インキュベーション施設用空き店舗賃貸借59万4,000円です。令和7年度、売買協議を進めていくというお話でしたけれども、この協議が不調に終わりました、令和8年度、また同額が計上されました。利用する事業者に対して、1年目の家賃は2万円ですので35万4,000円の赤字です。2年目の家賃は3万円ですので23万4,000円の赤字、3年目の家賃は4万円ですが11万4,000円、引き続き赤字を出すことになっております。水道光熱費を除く計算になりますけれども、賃貸借として59万4,000円を計上し続ける限り、町は赤字を続ける事業となっております。これは、地方自治法第2条第14項を定める、最少の経費で最大の効果というものに対していかがなものかと思っております。

そして、第4に利根町観光協会、こちらの補助金1,000万円についてです。予算を申請する団体の会長を議会議員が務め、自らその承認に関わるという体制は、二代表制の観点から、議会としてのチェック機能が十分に発揮されにくい体制であると言わざるを得ません。念のため強調しておきますが、これは法的には問題ありません。法的に全く問題ありませんが、道義的、倫理的に看過することはできないと考えます。また、利根町補助金等交付規則第3条第1項が定める、真に必要な場合のみ合理的基準で算出という原則に照らせば、行政との境界が曖昧で、活動実態の検証が不十分な現状において、この支出は極めて疑問と言わざるを得ません。一度白紙に戻し、予算執行の適正化を図るべきだと考えます。

本予算案に対し、過半数の議員が賛成されている状況ではございますが、先ほど井原議員が手を挙げましたけれども、私一人であっても、公金の使途と議会の倫理性に対し、疑問を呈し続けることが議員としての責務であると信じております。

以上の観点から、本予算案に反対いたします。

以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

4 番佐藤眞一君。

〔4 番佐藤眞一君登壇〕

○4 番（佐藤眞一君） 4 番佐藤眞一でございます。

議案第24号 令和8年度利根町一般会計予算について、賛成の立場から意見を申し上げます。

3月11日、12日、13日、16日と4日間、予算審査特別委員会で慎重かつ真剣に審査を行いました。私は、もろ手を挙げて賛成するものではありませんが、利根町の重点施策である公共交通、多文化共生、防災防犯対策等についての配慮が十分に織り込まれた予算であり、おおむね妥当と考えます。

課題としましては、利根町の限られた予算の重点施策へのさらなる配分、無駄な経費の削減、例えば、補助金の妥当性、業務委託の理由、正当性については、今後見直しの必要があると考えます。それに対しては、9月の決算審査でしっかりと内容を精査し、次年度予算に十分反映していただきたいと思います。

以上の理由から、議案第24号、予算に対して賛成いたします。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

8 番井原正光君。

〔8 番井原正光君登壇〕

○8 番（井原正光君） 私は、議案第24号 令和8年度利根町一般会計予算について反対の討論を行います。

一口で申し上げれば、さきの選挙での町長の公約が予算化されていないことに尽きると思います。

まず、公共交通についてでありますけれども、福ちゃん号のルートを変更して、大学側と包括連携協定し、無料で利用を始めました。疑問を抱えながらのスタートでもございました。しかし、今、大学側から運行を中止するとか、町民の乗車を中止すると言ってきたと、そのような話が耳に入りました。話の出どころは山崎町長自身であります。数か月前、運行を開始したばかりなので、今なぜこのような話が出てくるのか。私は町長と大学側はうまくいってるといふふうに思っておりましたが、なぜこのようになったのか。このことについては差し控えますけれども、今後はやはり町独自で苦勞して、知恵を絞って計画していったほうがよいというふうに私は思っております。弱者対策としての交通機関でありますから、運行する、しない、これ子供の会話ではありませんから、やきもきするようなことは起きないように私は願うところでございます。

このことについて、このことというのは、この公共交通について、町の対策としての予算、内容を見ますと、95万6,000円で昨年と比較して13万4,000円、微々たるです。内容は地域活性化協議会委員報酬、路線バス待機場の賃貸賃料と負担金、全然事業になっていません。これでは力を入れているというふうには私は思っておりません。大学側とは、今、旧布川小学校の底地処分の件で委員会で審議中でありましてけれども、まさかこのことに関係して無料バスの運行を中止するとか、そういうふうな発言が絡んでいると私は思いませんが、私の思い過ごしなら大変いいなというふうに思っております。

次に、企業誘致等に関する公約の件です。この件に関しては全く予算に計上されていません。この件に関してどうしたのかと、この件に関しては町長の発言がございまして。幾つか来ているのだと、いろいろ交渉してます、町有地を使うときは、提案して決まりそうになったら条例に基づく追加予算を計上しますという説明かと思えます。一見なるほどなと思えますけれども、私から見れば、力を入れてやろうとしてないことが分かります。

利根町企業立地促進条例があります。その中に、企業立地奨励事業者の要件がございま

す。投下固定資産税3,000万円以上、常用雇用者10人以上、また、3年以内に操業するという、そういうふうな条文がございます。このような条文はありますけれども、交渉するその過程において、相手との話もございますから、条例は条例、これはいいと思いますけれども、相手と話をする中で、これは将来的に有望だと、可能だと思えば、内々承諾してきて、条文を改正してでもやるというような姿勢が私は必要だと思うんですよ。我々も反対しないし、問題にしないと思いますよ。

また、雇用促進奨励措置についても、35歳以下の者1人につき20万円とか、障害者25万円などという条文がありますけれども、このことについても、相手と話をする中で、これは条文に合わないなと思ったら、持ち帰って改正すればいいことなんですよ。最も大事なことは、細かな予算というのは必要ないんですよ。大ざっぱと言いますか、あくまで予算ですから、項目を計上すればそれで足りるんですよ、予算は。予算にはいろいろ三つの原則というのがあるので、これは執行部の方のほうがよく知っているので、私から申し上げることもございませんけれども、一つとして、予算には事前議決の原則というのがあるんですよ。ですから、予算に項目でも1円でも計上しておかないと、そういう仕事はできないんですよ。予算に計上して、私はこうやるのだと、たった1円の予算でも方向性が見えるんですよ、そうすると。やるぞというそういう意思が私は大事だというふうに思います。もちろん、企業誘致を進めるに当たっては、行政側にもいろいろと土地利用の問題、用途の問題といろいろ越えなくてはならない問題がたくさんありますけれども、まずは町として予算を計上する、項目を計上する、これが一番だというふうに私は思います。

次に、防犯防災対策についての公約です。防犯対策ですが、今回の予算では、街頭防犯カメラを新たに5か所設置、532万4,000円が計上されております。また、区からの要望があるということで、LED防犯灯設置工事費98万8,000円が計上されております。大変前向きでいいなと、少しずつでも犯罪が少なくなるように、今後も計画的に整備されていくことを私は願っております。

さて、防災対策ですが、町長は、さきの議会の中で、高台に決まったとか、決まらないとか、検討中とか、お金の問題があるとか、いろいろ言っておりました。予算も計上されていないのでこれからだと思いますが、こういうあやふやな答弁はしないでほしい。いつ、ぐらっと来るか分からない災害ですから、早めに、早急に予算を計上して、ここだということを決めてほしいというふうに思います。

新利根川の水を利根川に放水する件についても公約がございます。これは非常に長年かかる事業だと思います。町長は答弁の中で、佐原の所長あるいは霞ヶ浦の所長が来られたと、接見する機会を得たというようなことで喜んでおられました。できるだけ努力する、それを町民に見せるのだということでもって話されておりました。動き回ることで、それは大変私どもいいなというふうに思っております。でも、この前の議会の中で、言葉はずれてるかもしれませんが、朝から晩まで寝ないでやっているのだよと、何かそういっ

たニュアンスの言葉を言ったかと思います。これはいけないですよ。町長になったら当たり前ですよ。全町民の生命、財産を守るのですから。幾ら疲れても何でも、病院入っても、こういう言葉は聞きたくない、そう思います。

次に、子育てできる教育を目指す、この公約がございます。一つは、安心してスクールバス等で通学できる環境をつくるということです。既にスクールバスで通学しておりますけれども、何を問題と捉えたのか、私には分かりません。その上、予算計上もされております。少し関係があるかなという、ずれてるかもしれませんが、私が予算の中で思ったのは、農地費の土地利用事業の中で、今年度新しく利根南部地区基盤整備事業の負担金の中に新設道路の事業が含まれていることです。これとはちょっと別かもしれませんが、私が勝手にくっつけたのか分かりませんが、そういう事業があります。この基盤整備事業は、農業経営上で大型器具の運行上に支障があること、それと並行して、通学路の整備する予算、それが計上されているというふうに私は思っております。そのほかには、このスクールバス等に関係する予算は見られませんでした。

町内の将来を見据えた道路計画を基に、土地改良事業の中で進めていただく、これは大変私がいいと思っております。これまでも、私この議会の中で、土地改良事業の中でいろいろな事業できますよ、住民の環境の整備ができますよ、そういうことで申し上げてきたわけでありまして、いまだに意を介さないで、ただ黙々と進めているような土地改良事業、大変残念に思っております。

今回のこの整備は、通学路は学校までの整備、その先への集落へとはつながっておりません。ですから効果が薄いです。事業を執行するに当たっては、まず、町の道路計画をきちんとする。その計画をこれらの事業の中に盛り込む、それで県事業としてやっていただく。まだ、負担金の算出にもそれを反映させるということが大事だと思うのです。

先ほどから最少の経費で云々と話が出ております。これは誰も知っておりますけれども、地方自治法第2条第14項で、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとされております。必要性の観点から、事業の経費を県事業などと間接的に考えないで、町の中で行われる事業でありますから、町の計画を事前に協議して、その上で、負担金を算出し収めるようにすることで、町単独ではできなかった事業も、本当に少ない経費で事業が可能になるんですよ。大変もったいないです。今後は、先ほども副町長が承認されましたから、このようなことはないと思います。期待しております。

次に、基金を創設して教育環境の充実を図るとの公約があります。今の教育環境を将来どのようにしたいとの考えを基に基金を造成すると思うのか説明がありませんし、新年度の予算からはうかがえ知ることではできません。基金は、令和7年度の決算状況を見てからかどうかは分かりませんが、新年度の予算では、小学校、中学校予算においてもマイナス予算です。建設事業が終わったからという、そういう理由は通りません。

例えば一つ申し上げておけば、準要保護児童生徒の支援、この説明の中でも、人数が少なくなったから減額すると、こういう説明でございました。そうではなくて、少なくなったら少なくなったようにもう少し充実してやればいいんですよ。何でそういうふうにやらないのか。レベルアップすればいいんですよ、まだまだ救える子供がいっぱいいるわけですから。そういうふうな予算の有効を図っていただきたいというのが私の考えです。

教育環境の充実を図る、町長の意図するところいっぱいあると思いますけれども、私はよく考えてみると、それよりも、教育長の考えなんかも重点を置く必要があるというふうには私は思っております。これまでのこの議会でのやり取りの中で感じたのは、教育長の意向というものが財政の名の下に抑えられているように私は感じています。教育予算は一定の範囲内で、さきの茨城新聞にも教育長のお話が載ってございましたけれども、独創的な発案というのは、これは積極的に配慮する必要があるというふうに感じ取りました。ですから、教育長と副町長との立場というのは全然違いますから、やはり教育長のそういった考えを取り入れて、教育の発展のために資するのはいいなというふうには私は思っております。

生成AIの活用した事業づくりについても公約がございました。政府が制定したAIに特化した法律、既に施行されております。地方自治体が推進役となり、積極的に活用するとしています。こっちの方面では、町長得意分野で大変知識があると私は思っておりますので、近隣に先駆けて、行政のサービスの向上、それにも増して全国から、いいね、いい町だね、そういうふうに思ってもらえるまちにしていきたいというふうに思います。

今、公約が予算にどのように組み込まれているかということを見つめてまいりました。

以上、町長の公約が予算に反映されてない、これを理由に、私は新年度の予算に反対をいたします。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

3番本谷 孝君。

〔3番本谷 孝君登壇〕

○3番（本谷 孝君） 3番本谷 孝でございます。本原案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

ただいま反対の御意見、細かいところまでいろいろ出たのですが、新町長になり、さあこれからだということで、この数か月、新町長は執行部の皆様と手と手を取り合い、新しい利根町、これまでの利根町ではない新しい利根町にしようと必死に頑張つてまいりました。それは、私も含め町民の皆様へも伝わっていることだと感じております。長年の停滞、それから衰退、過疎指定となり、苦しみ続けた利根町民の皆さん、ふるさとに帰ってきたくても帰ってこれないような状況になってしまったのはいったいなぜなのでしょう。

先日、農林業近代化施設の除去に関します説明会に参加させていただきました。そのときの山崎町長の一生懸命な御答弁。

○議長（大越勇一君） 本谷議員に申し上げます。討論は現に議題になっている議案に対

しての賛否、自己の賛成または反対の意見を表明することですので、議題外にわたっての発言はしないよう注意いたします。

○3番（本谷 孝君） 厳しい財政状況の中、予算をやりくりし、ここまで予算を計上し、町民の行政サービスを停滞させないようにやっている予算だと考えております。

今、その予算の中で、当初7,000万円から8,000万円、あるいは1億円だと言われていた農林業近代化施設の除去につきましても2,000万円台に抑えられ、しかも、そのやり方につきましても、きちんとされていらっしゃるということが説明でよく分かりました。

そういった三十数年にわたる長年の件につきましても、今回予算のほうできちんと計上され、それを施行するためにも、町民への行政サービスの維持、向上のためにも、今後の、これからの利根町のための予算案につきまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第24号 令和8年度利根町一般会計予算を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和8年度利根町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第25号 令和8年度利根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和8年度利根町営霊園事業特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

8番井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 私は、議案第26号 令和8年度利根町営霊園事業特別会計予算に反対をいたすものでございます。

皆さん方もこの予算を見てお分かりになったかと思います。また、町長も既に分かっていたもので、おっしゃってございましたけれども、この町営霊園、基金残高が相当あるんですよ。1億8,000万円近くある。予算を見ていただければ、1年度の予算というのは大体600万円ちょっと。10年で6,000万円。20年でも、賃金の上昇を見ても一億三、四千万円。それでもまだ何千万円か余るのですよ。20年も先の話ですよ。時代が変わるでしょう、墓地に対する考えも変わると言うんですよ。こんなに基金があって、なぜ管理料を取るのか、その意味が分からないです。

2年ぐらい前ですかね、私、もうこれやめたらどうだということをお話ししたことあるのですけれども、そのときはそのまま通っちゃったのであれなのですけれども、今回は町長も気がついたようなので、これは脈があるかなということで、そういう理由で反対をしておきます。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第26号 令和8年度利根町営霊園事業特別会計予算を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和8年度利根町介護保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第27号 令和8年度利根町介護保険特別会計予算を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和8年度利根町介護サービス事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第28号 令和8年度利根町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和8年度利根町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第29号 令和8年度利根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和8年度利根町下水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第30号 令和8年度利根町下水道事業会計予算を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第18、議案第31号 利根町監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、船川京子君の退場を求めます。

〔10番船川京子君退場〕

○議長（大越勇一君） 補足説明を求めます。

総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 議案第31号 利根町監査委員の選任について、補足説明申し上げます。

提案理由でございますが、利根町議会議員のうちから選任すべき監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案するものでございます。

氏名、船川京子、住所、生年月日につきましては記載のとおりでございます。

議案第31号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第31号 利根町監査委員の選任についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

本案に同意することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第31号は同意することに決定しました。

ここで、船川京子君の入場を求めます。

〔10番船川京子君入場〕

○議長（大越勇一君） ただいま監査委員に選任された船川京子君に挨拶をお願いいたします。

10番船川京子君。

〔監査委員船川京子君登壇〕

○監査委員（船川京子君） ただいま監査委員の大任を拝しました船川京子です。

真剣に務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 挨拶が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第19、委員会提出議案第1号 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出議案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長船川京子君。

〔議会運営委員長船川京子君登壇〕

○議会運営委員長（船川京子君） それでは、委員会提出議案第1号 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

提案理由といたしまして、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減及び町費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるため、利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改めたいので提案するものです。

附則といたしましては、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに利根町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

令和8年3月18日。

提出者、議会運営委員会委員長船川京子。

説明は以上です。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、委員会提出議案第1号 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

峯山議員。

○6番（峯山典明君） 休憩を求めます。

○議長（大越勇一君） 暫時休憩といたします。再開を14時40分とします。

午後2時21分休憩

午後2時40分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、3番本谷 孝君より発言を求められておりますので、これを許します。

3番本谷 孝君。

○3番（本谷 孝君） 3番本谷 孝でございます。

先ほどの賛成討論の中で、農林業近代化施設に関しまして触れましたが、新年度の当初予算のほうには入っておりませんでしたので、農林業近代化施設に関する発言につきましては取消しをさせていただきます。御迷惑かけました。

○議長（大越勇一君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。

タブレットに掲載したとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、タブレットに掲載のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 日程第21、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載した所管・所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

この申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） ここで、各一部事務組合・企業団及び広域連合に所属する議員から、各議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

まず、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会報告について、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員篠塚 敦君。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員篠塚 敦君登壇〕

○龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員（篠塚 敦君） 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の活動報告をさせていただきます。

まず初めに、組合議会視察研修選考委員会であります。令和7年8月26日に組合議会研修選考委員会があり、各市町村から選出された議員5名が選出されて選考を行いました。組合の直近の検討課題であるごみ処理の広域化の先進事例を視察できる広島県を候補地に選定しました。

続きまして、組合議会視察研修であります。令和8年1月28日から29日にかけて、広島県で視察研修を行っております。視察先は、ごみ処理集約化、広域化の先進事例となる広島中央環境衛生組合中央エコパークと、ごみ処理施設の否定的な印象を払拭し、住民理解を深める取組の先進事例である広島市環境中央工場の2か所を視察しております。

続きまして、令和7年第2回全員協議会、令和7年第2回定例会について説明します。

令和7年11月10日に、令和7年第2回龍ヶ崎地方塵芥処理組合全員協議会が開催されました。事務局より副議長選挙について説明を受けました。令和7年第2回龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会定例会は、同日に開会され、同日閉会となり、議案8件、報告2件についての審議を行い、原案可決7件、原案認定1件、原案承認2件という結果となりました。また、審議のほかに報告1件を受けております。副議長選挙において、当町選出の佐藤眞一議員が当選し、副議長に就任なさいました。

主な議案の内容としましては、議案第6号で、令和8年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合関係市町の分賦金割合について審議を行いました。内容としましては、令和8年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合関係市町の分賦金割合について、前年度と同様に、過去の締結した協定書に基づく割合で定めようとするものです。

続きまして、令和8年第1回全員協議会、令和8年第1回定例会でございます。

令和8年2月20日に、令和8年第1回龍ヶ崎地方塵芥処理組合全員協議会が開催されました。事務局より、クリーンプラザ・龍の受電設備の不具合について説明を受けました。

不具合としましては、令和 8 年 2 月 1 日に、くりーんプラザ・龍に電気を供給している受電ケーブルに不具合が発生し、東京電力から電気の供給を受けられない状況となりました。ごみ焼却の余熱利用による発電で施設を運転しており、ごみ焼却自体は継続できておりますが、電力不足のため、灰溶融設備につきましては稼働できない場となりました。

続いて、令和 8 年第 1 回定例会は同時に開会され、同日に閉会となり、議案 5 件と報告 1 件についての審議を行い、原案可決 3 件、原案同意 2 件、原案承認 1 件という結果になりました。主な議案の概要としましては、議案第 4 号で龍ヶ崎地方塵芥処理組合公平委員会の選任についての審議を行いました。これは、利根町から推薦されている龍ヶ崎地方塵芥処理組合の公平委員会委員につきまして、令和 8 年 3 月 31 日をもって任期が満了となるため、引き続き公平委員として選任するに当たり、議会の同意を求められたものであります。

以上、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の報告を終わりにさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 次に、龍ヶ崎地方衛生組合議会報告について、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員峯山典明君。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議会議員峯山典明君登壇〕

○龍ヶ崎地方衛生組合議会議員（峯山典明君） 6 番峯山典明でございます。龍ヶ崎地方衛生組合議会活動報告をいたします。龍ヶ崎地方衛生組合議会には、私峯山典明と井原正光議員の 2 名で出席しております。

龍ヶ崎地方衛生組合では、令和 7 年 10 月 20 日に令和 7 年第 2 回組合議会定例会が行われました。

まず、議案第 1 号 龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任についてであります。これは、知識経験選出監査委員の任期満了に伴い、新たな監査委員を選出するもので、長峰博美氏が提案され、全会一致で同意されました。

次に、議案第 2 号 龍ヶ崎地方衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、必要な改正を行うもので、全会一致で可決されました。

次に、議案第 3 号 龍ヶ崎地方衛生組合の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についてです。これは、衛生組合が準用している龍ヶ崎市の条例において、条例名を含む内容の改正があったことから、衛生組合の条例においても必要な改正を行うもので、全会一致で可決されました。

次に、議案第 4 号 令和 6 年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額 4 億 6,176 万 5,539 円に対し、歳出総額 4 億 3,781 万 9,532 円、歳入歳出差引額の 2,394 万 6,187 円については、令和 7 年度へ繰越しとなるもので、全会一致で認定されました。

次に、議案第 5 号 令和 7 年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）です。

今回の補正は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1,931万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,708万2,000円とするもので、全会一致で可決されました。

次に、議案第6号 令和6年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について、こちらは均等割5%、実績割95%とすることで、全会一致で可決されました。

続きまして、令和8年2月9日に行われました令和8年第1回組合議会定例会についてです。

まず、議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任についてであります。これは、現在委員長である江澤敦広委員の任期満了に伴い、新たな公平委員会委員を選任するもので、高嶋 明氏が提案され、全会一致で同意されました。

次に、議案第2号 龍ヶ崎地方衛生組合監査委員条例の一部を改正する条例についてです。これは、地方自治法の改正に伴い、条の繰下げがあったことから必要な改正を行うもので、全会一致で可決されました。

次に、議案第3号 令和7年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号）です。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億3,705万2,000円とするもので、歳入では処理手数料の減額、歳出では衛生費において光熱水費で増額となりますが、医薬材料費などにおいて減額となることから、3万円の減額となり、全会一致で可決されました。

次に、議案第4号 令和8年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算ですが、令和8年度は歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,672円と定めるものであります。歳入では、その大部分を占める市町村からの分担金が3億9,546万9,000円で、このうち、利根町の分担金は1,329万2,000円となっております。歳出では、議会費が515万1,000円、総務費が5,296万6,000円、処理施設の運転管理費に係る衛生費が3億5,860万3,000円となっており、電気代などの光熱水費に5,710万2,000円、施設の修繕費に7,159万1,000円、汚泥の処理に使用する医薬材料費に2,689万3,000円、汚泥を肥料化するリサイクル処分業務に5,467万6,000円が計上されているほか、将来の施設整備に向けて、基金に2,935万3,000円の積立てを行おうとするものです。本案についても全会一致で可決いたしました。

今後も周辺環境の保全及び公害のない社会を構築するため、龍ヶ崎地方衛生組合の管理運営についてしっかり確認していきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（大越勇一君） 次に、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会報告について、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員本谷 孝君。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員本谷 孝君登壇〕

○稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員（本谷 孝君） 3番本谷 孝でございます。稲敷広域市町村圏事務組合は、利根町からは新井邦弘議員と私、本谷で利根町のほうでの担当議員としまして出席しております。

令和7年度稲敷広域市町村圏事務組合議会報告をいたします。

初めに、当事務組合の構成ですが、3市3町1村、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村の550キロ平方メートルの広域に暮らす約27万9,000人、12万5,000世帯を、消防本部1か所、消防署5か所、分署2か所、出張所2か所でカバーしています。火災時の消火活動、病気や事故発生時の救急搬送で、広域住民の生命、身体、財産を守り、安心安全なまちづくりを担うため、水防を含めた防災の核として消防職員が昼夜24時間交代の3交代、3部制で勤務しております。

令和7年5月30日開催の全員協議会では、組合議員の費用弁償について国家公務員の取扱いに準じた改正をするための説明があったほか、第1回臨時会に提出予定の議案に対する説明がありました。また、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災において、稲敷広域消防本部が緊急消防援助隊として派遣されており、その活動報告がありました。

7月3日には第1回臨時会が開催され、議案第1号 組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号 総合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、議案第3号 組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、いずれも国家公務員の旅費の改正に伴うもので、国の改正に準拠した内容とするための改正となっております。

議案第4号 水槽式消防ポンプ自動車の取得について、議案第5号 高規格救急自動車の取得についてでは、車両の更新のための財源取得であり、全議案について、原案どおり可決しております。また、組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について承認しております。

7月7日から9日にかけては、いまだ能登半島大地震の復興半ばである石川県及び富山県での視察研修を組合議員16名が参加し、実施しております。7月7日には石川県白山市白山野々市広域消防本部、7月7日には石川県河北郡津幡町の津幡町役場及び輪島市の奥能登広域圏事務組合消防本部を視察し、能登地震発生時の対応、被害状況及び他の市町村への応援状況などの説明を受けてまいりました。7月7日は、富山県富山市の富山県消防学校、富山県広域防災センターを視察してまいりました。同施設は、広大な敷地に消防救急指導全国大会も行える訓練施設が整備されており、浸水訓練、マンホール内での訓練等が行える屋内訓練場も有する施設となっております。

10月24日の全員協議会では、第2回定例会への提出議案説明のほか、公用車のNHK放送受信料について、それから、熱中症による救急搬送者についての報告がありました。全国の自治体において、公用車のカーナビ等におけるNHK受信料未払いが報じられていることを受け、当事務組合が調査した結果、未契約車は49台ありました。NHKとの支払い手続を進めていくことの内容でございました。

11月10日に開催された第2回定例会においては、議案第1号 公平委員会委員の選任に

について、議案第2号 組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 火災予防条例の一部を改正する条例について、議案第4号 令和6年度一般会計歳入歳出決算について、議案第5号 令和6年度水防事業特別会計歳入歳出決算について、議案第6号 令和7年度一般会計補正予算、議案第7号 令和8年度関係市町村の分割割合について提出され、原案どおり可決、認定されています。火災予防条例の改正については、大船渡市林野火災を踏まえたもので、林野火災注意報や林野火災警報の的確な命令によって林野火災予防の実効性を高めるための改正で、本年1月1日から運用されており、降水量や風速などの基準により当地域でも発令されています。

令和8年1月28日の全員協議会では、1回定例会への提出議案の説明のほか、議会提出の監査委員について、令和8年度の議員派遣について協議し、また、令和7年の災害件数、マイナ救急実証事業についての説明がありました。利根町の令和7年の火災件数は前年比3件減の9件、救急出場件数は前年比8件増の947件となっております。マイナ救急につきましては、健康保険証と利用されたマイナ保険証の医療情報を救急隊員が閲覧することにより、救急業務の遠隔化を図るもので、令和7年度から全国全ての消防本部で実証事業が行われており、当事務組合におきましても昨年11月1日から実施しています。当消防本部での実施率は、昨年12月末現在で140件、4%となっており、各市町村においても普及啓発の協力が求められています。

令和8年2月10日に開催された第1回定例会においては、議案第1号 組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号 組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 組合の督促手数料及び遅延金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第4号 火災予防条例の一部を改正する条例について、議案第5号 令和7年度一般会計補正予算、議案第6号 令和7年度水防事業特別会計補正予算、議案第7号 令和8年度一般会計予算、議案第8号 令和8年度水防事業特別会計予算、議案第9号 監査委員の選任について提出がされ、原案どおり可決されています。

定例会終了後には、救急隊員による救急車に搭載された電動ストレッチャーのデモンストラクションが行われました。電動ストレッチャーはボタン操作で高さを上下することができるため、傷病者と救急隊員の負担軽減が図られ、利根町消防署におきましても導入が進められており、現在、利根消防署を含めまして、稲広管内5台に搭載されています。

今後とも、町民の皆様、消防行政に御理解をお願いし、令和7年度の稲敷広域市町村圏事務組合議会報告といたします。

○議長（大越勇一君） 次に、茨城県南水道企業団議会報告について、茨城県南水道企業団議会議員船川京子君。

〔茨城県南水道企業団議会議員船川京子君登壇〕

○茨城県南水道企業団議会議員（船川京子君） それでは、令和8年2月12日に開催され

ました令和８年第１回茨城県南水道企業団議会定例会について御報告いたします。

提出議案３件、その後、一般質問を行いました。

議案第１号は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてです。令和６年１月に発生した能登半島地震で宅内配管の施工業者が確保できず、早期復旧に対応する施工業者の確保を目的として、国土交通省から水道事業者に対し、条例改正の検討を求める通知が発出されたため、改正を行うものであり、全員賛成で可決されました。

議案第２号は、令和７年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第２号）についてです。補正予算額は、資本的収入における国庫補助金を新たに１億５,６５８万１,０００円計上し、資本的支出における建設改良費を７億４,７４１万７,０００円増額し、３８億７１９万５,０００円にそれぞれ補正をいたします。国による国庫補助金の補正予算が成立したことに伴い、令和８年度に予定していた国庫補助事業を前倒しで行うため補正するものです。

次に、債務負担行為の補正について、これは、令和７年度中に契約を行い、令和８年４月１日から実施する物品購入及び業務委託の債務負担行為について期間及び限度額を定めるもので、補正予算第１号からの変更で、次亜塩素酸ナトリウム購入、量水器の検針・交換、開閉栓業務委託、水道情報システム業務委託を計上しており、全員賛成で可決いたしました。

議案第３号は、令和８年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について、令和８年度予算の収益は６９億９,４３８万２,０００円が計上され、主な内訳として、水道料金収入及び加入金収入等が６５億４,８３１万６,０００円、長期前受戻入が４億２,５６２万８,０００円となります。支出については、水道事業費用の総額は６３億８,１６６万７,０００円が計上され、主な内訳として、営業費用が６２億１,８６４万３,０００円、うち茨城県企業局に支払う浄水費が２７億４,８６０万６,０００円、営業外費用に１億５,００２万４,０００円、特別損失２００万円となります。

次に、資本的収入は１０億３,４４２万５,０００円が計上され、内訳として、企業債の借入金１０億円、消火栓設置工事の負担金が１,６７４万円、下水道工事に伴う布設替工事の負担金が１,７６８万５,０００円となります。支出については、総額で３２億６,０８１万２,０００円が計上され、内訳は、拡張事業費１億５,１１８万４,０００円、改良事業費２６億４,２７１万７,０００円、企業債償還金４億８０４万７,０００円です。資本的収入及び支出の不足分２２億２,６３８万７,０００円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額３億３,３７４万９,０００円、過年度分損益勘定留保資金１３億６,７９３万２,０００円及び建設改良積立金５億２,４７０万６,０００円で補填する予定となり、全員賛成で可決されました。

報告は以上です。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

○議長（大越勇一君） 最後に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長山崎誠一郎君。

〔町長山崎誠一郎君登壇〕

○町長（山崎誠一郎君） 令和8年第1回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

3月3日から本日までの通算16日間にわたり行われました今定例会、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。

議員の皆様には、慎重なる御審議をいただき、提案いたしました案件は全て原案のとおり可決並びに承認を賜り、心より感謝を申し上げる次第でございます。議員の皆様からいただきました様々な御意見を真摯に受け止め、今後の町政運営に活かしてまいりたいと考えております。

間もなく令和8年度を迎えますが、新年度予算を適切に執行し、私が公約として掲げたビジョンの実現、そして未来の利根町をつくるために、さらに行政運営を加速させてまいりたいと考えております。

議員の皆様には、今後も引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶と代えさせていただきます。

長期間にわたり御審議、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（大越勇一君） 発言が終わりました。

○議長（大越勇一君） 以上で本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和8年第1回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和8年第2回定例会は、6月2日火曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後3時11分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 大越 勇 一

利根町議会副議長 船 川 京 子

署 名 議 員 山 崎 敬 子

署 名 議 員 本 谷 孝

署 名 議 員 佐 藤 眞 一